

河内町学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第5条第2項及び第6条の規定に基づいて行う、河内町に居住する就学予定者の就学すべき学校の指定及び就学中の学齢児童生徒の就学すべき学校指定について定めるものとする。

(学齢簿の現住所)

第2条 令第1条及び第2条の規定により編製する学齢簿に記載する現住所は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき作成された住民票を基礎資料とし、通知、届出調査等により河内町教育委員会（以下「委員会」という。）の認定した住所とする。

2 前項の規定により行う現住所の認定に当たっては、次の各号に掲げる住所は、関係人の申出にかかわらずこれを学校指定の基準として現住所と認めない。

(1) 住民票の住所に現実に居住していないと認められる場合

(2) 住民票の住所が単に就学のみのためと認められる場合

(学校の指定)

第3条 就学すべき学校の指定は、前条の規定により委員会の認定した現住所を通学区域とする小学校又は中学校とする。

2 前項の通学区域は、別表のとおりとする。

3 令第8条の規定に基づき保護者が前項の規定により指定された学校の変更を申し立てるときは、指定学校変更申請書（様式第1号）に変更する理由を証するに足る書類を添えて委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、前項の規定により申請があった場合において、相当と認められるときは、指定校の変更を承認し、当該保護者に指定学校変更承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(就学通知書)

第4条 令第5条の規定による入学期日の通知及び前条第1項の規定による就学すべき学校の指定は就学通知書による。

(学校指定の変更等)

第5条 前条の規定によりその者の住所が第2条第2項の各号に該当し就学通知書を交付した後、指定した学校に就学できる条件を欠いていることを発見したとき、又は児童生徒が就学中に住所を変更し、当該児童生徒の就学すべき学校を変更する必要があると認めるときは、第3条の規定に従い就学すべき学校の指定を行う。

2 前項の場合において現住所が町外にあると認めるときは、学校の指定を取り消す。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 河内町立学校の就学指定に関する要綱は、廃止する。

別表（第3条第2項関係）

学校名	通学区域
生板小学校	1 生板（但し、行政区「内野」を除く。） 2 幸谷 3 竜ヶ崎町歩 4 大徳鍋子新田 5 生板鍋子新田（但し、行政区「堤」を除く。） 6 小林町歩
みずほ小学校	1 源清田 2 猿島 3 宮渕 4 平三郎 5 布鎌 6 手栗 7 羽子騎 8 古河林 9 角崎町歩 10 十里 11 生板（但し、行政区「内野」の場合。） 12 生板鍋子新田（但し、行政区「堤」の場合。） 13 長竿（但し、行政区「田川」「片巻」を除く。） 14 下町歩 15 庄布川 16 田川（但し、行政区「下町歩」の場合。）
金江津小学校	1 金江津 2 田川（但し、行政区「下町歩」を除く。） 3 片巻 4 和銅埜 5 下加納 6 平川 7 十三間戸 8 長竿（但し、行政区「田川」「片巻」の場合。）
河内中学校	1 生板小学校の通学区域 2 みずほ小学校の通学区域
金江津中学校	1 金江津小学校の通学区域

様式第1号（第3条第3項関係）

年 月 日

河内町教育委員会 様

保護者住所 河内町
保護者氏名
電話番号

指定学校変更申請書

下記のとおり、指定学校の変更を申請します。
なお、通学の安全確保については、保護者において一切の責任を負います。

記

児童・生徒	住 所	河内町		
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
学 校	指定学校	河内町立	学校	学年
	希望学校	河内町立	学校	学年
期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
理 由				

様式第2号（第3条第4校関係）

第 号
年 月 日

様

河内町教育委員会

指定学校変更承認通知書

下記のとおり、指定学校の変更を承認します。

記

児童・生徒	住 所	河内町		
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
学 校	指定学校	河内町立	学校	学年
	承認学校	河内町立	学校	学年
期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
備 考				